

障害者手帳

■ 障害者手帳の申請

障害者手帳を申請し交付を受けることで受給できるようになるサービスがあります。

身体障害者手帳	身	
◆ 認定係（電話：5 6 6 2－1 2 8 8／FAX：3 6 5 6－5 8 7 4）		

内容

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当する方に交付されます。障害の程度によって(重度)1級から(軽度)6級の等級があります。各種の福祉サービス(手当、制度など)を受けるために必要となるものです。

交付対象

指定医師による診断を受け、下記の表の障害に該当する方

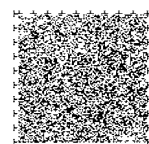
障害部位	等 級
視覚障害	1級 ～ 6級
聴覚障害	2級 ～ 4級、6級
平衡機能障害	3級、5級
音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	3級、4級
肢体不自由 (上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1級 ～ 7級
肢体不自由 (体幹)	1級 ～ 3級、5級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障害	1級、3級、4級
肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級 ～ 4級

！ 肢体不自由の7級単独では手帳交付の対象とはなりません。

その他の手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ①住所・氏名・保護者に変更があったとき | ⑤再認定の手続きが必要なとき（必要な場合のみ手帳の障害名等に記載あり） |
| ②手帳を紛失・破損したとき | ⑥身体障害者福祉法に定める障害程度に該当しなくなったとき |
| ③手帳の写真を新しくしたいとき、
手帳の様式を変更したいとき | ⑦本人が死亡したとき |
| ④障害内容に追加または程度の変更があったとき | |



愛の手帳（療育手帳）



◆ 認定係（電話：5662-0131／FAX：3656-5874）

内 容

知的障害者（児）が各種の福祉サービス（手当、制度など）を受けるために、東京都が交付している手帳です。国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

障害の程度は判定により1度～4度に区分されます。数字が小さいほど障害が重く、1度が最重度、2度が重度、3度が中度、4度が軽度となっています。

交付対象

東京都愛の手帳交付要綱で定められる判定基準に該当する方に交付されます。

申請方法

申請時の年齢によって、判定機関が異なります。以下の機関に直接予約をして判定を受けてください。

18歳以上の方	東京都心身障害者福祉センター 電話 3 2 3 5 - 2 9 6 1 〒1 6 2 - 0 8 2 3 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 （セントラルプラザ）1 4階
18歳未満の方	認定係 電話 5 6 6 2 - 0 1 3 1 〒1 3 2 - 8 5 0 1 江戸川区中央1-4-1

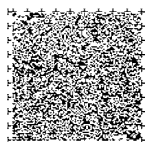
❗ 障害の程度に大きな変化があったときや、3歳、6歳、12歳、18歳に更新の判定を受けていただくことになっています。

❗ 手帳の交付は、申請後2か月程度かかる場合があります。

その他の手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。

- ①住所・氏名・保護者に変更があったとき
- ②手帳を紛失・破損したとき
- ③手帳の写真を新しくしたいとき、手帳の様式を変更したいとき
- ④障害の程度が変更されたとき
- ⑤東京都愛の手帳交付要綱で定める判定基準に該当しなくなったとき
- ⑥本人が死亡したとき



身体障害者・愛の手帳の障害福祉サービス利用等の相談窓口

身 知



◆障害相談第一係・第二係(電話 5662-0052、5662-0053)

！ サービスについては25ページをご覧ください。

精神障害者保健福祉手帳

精



◆認定係(電話：5661-2465／FAX：3656-5874)

◆各健康サポートセンター 15・16ページ参照

内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップのある方が申請することにより交付されます。

障害等級は、障害の程度によって1級～3級の等級があります(重・1級～軽・3級)。

交付対象

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
申請には、精神障害に係る医療機関への初診日から6か月を経過している必要があります。

その他の手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。詳しくは、保健所・各健康サポートセンターまでご連絡ください。

- ①住所・氏名に変更があったとき
- ②手帳を紛失・破損したとき

！ 自立支援医療費制度(精神通院医療)と同時に申請する場合は、必要書類が異なる場合があります。事前にお問い合わせください。

精神障害者の障害福祉サービス利用等の相談窓口

精



◆障害相談第一係・第二係(電話 5662-0052、5662-0053)

◆各健康サポートセンター 15・16ページ参照

◆地域活動支援センターえどがわ(電話：5879-0708)

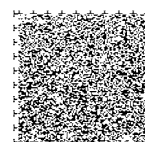
◆地域活動・相談支援センターかさい(電話：5679-6445)

◆地域活動支援センターはるえ野(電話：5664-6072)

◆地域活動支援センターこまつがわ(電話：5858-6421)

◆地域活動支援センターさんかく(電話 6808-5001)

◆地域活動支援センターこいわ(電話 5655-9100)



精神障害者のための区委託事業

精



〈問い合わせ窓口〉

◆保健予防課精神保健係（電話：5661-2479／FAX：3654-2401）

〈相談窓口〉◆各健康サポートセンター 15・16ページ参照 ◆委託先事業所

詳細は、えどがわ心の健康ガイドブック（二次元コード）をご参照ください。

！ 委託先は変更になる場合があります。

事業名	内 容	委託先事業所
精神障害者 地域生活安定化 支援事業	地域で暮らす精神障害者の病状悪化による 問題行動やトラブル発生等の緊急事態を防 ぐため、一定期間、訪問を中心としたきめ 細やかな支援を実施します。	地域活動支援センターえどがわ 電話 5879-0708 地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421 地域活動支援センターさんかく 電話 6808-5001
精神障害者 居住支援事業	賃貸契約のアパートなどへ入居を希望して いる精神障害者の住まい探しと、転居後の 生活を支援します。	地域活動支援センターえどがわ 電話 5879-0708 地域活動・相談支援センターかさい 電話 5679-6445 地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421 地域活動支援センターこいわ 電話 5655-9100
精神障害者 自立生活体験事業	自立した生活をめざし、一人暮らしの体験 ができます。疲れがたまってきたときなど、 休息のための利用もできます。	東京ソテリアハウス 電話 5879-3312 遊牧舎 電話 080-9345-5885
高次脳機能障害者 支援事業	専門医による個別相談、訓練などの事業 や、随時相談などを行っています。	地域活動支援センターはるえ野 電話 5664-6072
精神障害者 ピアサポーター 育成事業委託	精神障害者の視点を重視した支援の充実、本人も 活動を通して自立を目指す事を目的とし、地域に おいてピアサポーターの育成などを行っています。	地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421
精神障害者 就労支援事業	就労を希望する精神障害者に対し、個々の ニーズに合わせ関係機関と協力し就職と就 職後の支援をします。	地域活動支援センターえどがわ 電話 5879-0708 地域活動・相談支援センターかさい 電話 5679-6445 地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421 地域活動支援センターさんかく 電話 6808-5001 地域活動支援センターこいわ 電話 5655-9100

